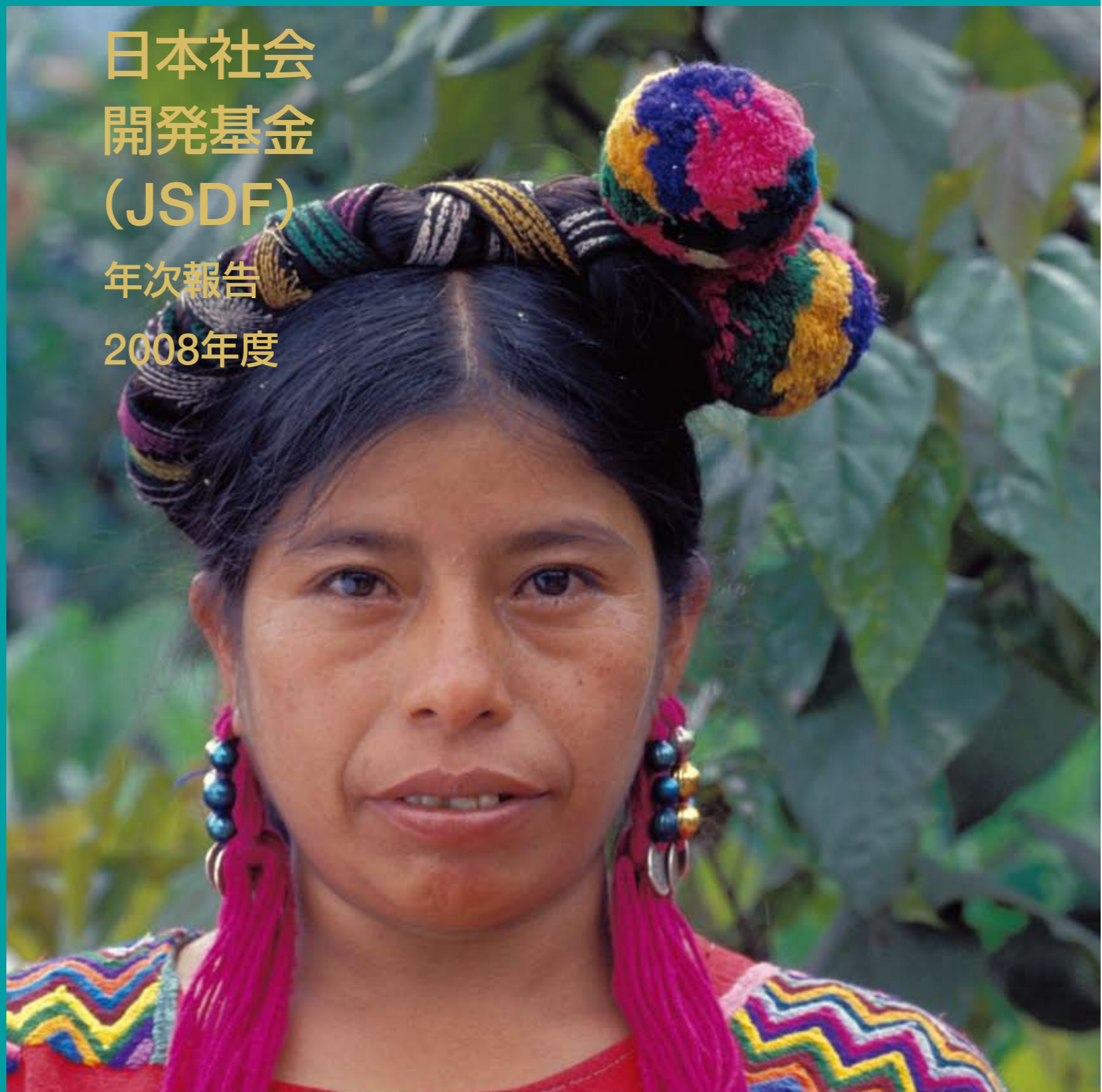


日本社会
開発基金
(JSDF)
年次報告
2008年度



Cover Photo by Curt Carnemark

譲許性資金・グローバル・パートナーシップ担当副総裁室



世界銀行
Washington, DC



日本政府



世界銀行
譲許性資金・グローバル・パートナーシップ担当副総裁室



日本政府

日本社会開発基金（JSDF）
年次報告 2008 年度



世界銀行

譲許性資金・
グローバル・パートナーシップ担当副総裁室



日本政府

JSDF運営委員会
委員長代理からのメッセージ



日本社会開発基金（JSDF）は2008年度、JSDFプロジェクトの実行により得られた経験を広く発信するため、一連の知識関連イベントを開催しました。このイニシアティブは、2007年度に実行されたプログラムを対象とした外部評価機関の勧告に従ったものです。2008年度には2件の知識共有イベントが行なわれました。1件はエクアドルの貧困層のための法と司法プロジェクトに関連したもので、もう1件はエジプトの児童労働防止プロジェクトを取り上げたものです。こうしたイベントから分かることは、JSDFが有用なツールとして、政策担当者を含めた様々な関係者をまとめ、教育、社会福祉、保健、農業、法と司法、法務などの重要分野における説明責任、透明性、公正に関する国レベルの対話の活性化に貢献しているということです。

2008年度もJSDFグラントに対する需要は引き続き拡大しました。JSDFグラント申請は、通常プログラムで6000万ドル以上に上りました。プロポーザルの対象は、カンボジアの土地営業権に対する様々なアプローチの試行から、インドネシアの出稼ぎ労働者の中でも弱い立場にある女性移民やその家族のエンパワーメントに至るまで多岐にわたりました。近年、タスクチーム・リーダーは、JSDFプロポーザルの準備に関してJICAと協力しています。こうした協力の結果の一例として、農林業による生計の持続的改善を達成できるようケニアの貧しい農民を支援すると共に、農民フィールド・スクールのネットワークを強化するプロジェクトが実現しました。

JSDFシード基金は2002年の設立以来、JSDFプロジェクト立案へのステークホルダーの参加を促進する上で引き続き大きな助けとなっています。2008年度は18件のシード基金グラントが承認され、この内7件が同年度中に、プロポーザル提出に結びつきました。

日本政府はJSDFに対して、2008年6月の時点で既に3億9600万ドル以上の拠出を行なっています。この内3億1000万ドルは、プロジェクトやキャパシティ・ビルディングに充てられています。

設立以来の様々な段階を振り返ると、本プログラムが重要な役割を担っていることは明らかです。それは、知識の共有とその格差の解消、低位中所得国の経験を低所得国に活かす、という役割です。我々は「知識の銀行」として、JSDFのような旗艦プログラムがプロジェクトを実施した経験から得た教訓をコミュニティに伝え、最も貧しく最も弱い立場の人々に、いかにして効果的に働きかけられるかを示すことができます。

運営委員会と世界銀行を代表して、日本社会開発基金への確たる支援について 日本の財務省に心からの謝意を表します。また、同基金設立以来7年間にわたり運営委員会委員長を務め、このほど世界銀行を退職したアリフ・ズルフィカーに感謝します。同氏のJSDFに対する献身により、本プログラムは、不利な立場にある人々に恩恵とエンパワーメントをもたらすという日本政府のビジョンを実現することができました。

デビッド・ポッテン

世界銀行JSDF運営委員会 委員長代行

目次

JSDF運営委員会委員長代理からのメッセージ	iii
略語	vii
第1章 序論と概要	1
JSDFの設立と目的	1
JSDFプログラムの対象分野	2
2008年度のプログラム概要	3
第2章 2004年度から2008年度の活動	4
JSDFプログラム全体	4
JSDF通常プログラム	6
アフガニスタン特別グラント	9
JSDFシード基金	10
JSDFシード基金の成果	11
グラントの品質審査・承認プロセス	11
グラントの実施と報告	11
シビルソサエティとの協調	12
JICAとの協力	13
第3章 学習と情報発信	14
エクアドル－貧困層のための法と司法プロジェクト	14
エジプト－児童労働防止プロジェクト	17
第4章 2008年度のJSDFグラントの実施状況	21
JSDFグラントによる取り組み	21
コロンビア－革新的な芸術教育の導入： 居場所を失ったり暴力の影響下にあるコミュニティを対象に	22
インド－グローバリゼーション：農村部の貧困層にも恩恵を	23
ケニア－若者の能力育成	25
第5章 JSDFの管理と広報	27
広報のプロセス	27
外部からの問い合わせ	27
JSDFについての詳細情報	28

付表1	2008年度に承認されたJSDFプロジェクト・ グラントとキャパシティ・ビルディング・グラント	29
付表2	2001年度－2008年度のJSDF通常プログラム・ グラントの地域別配分	32
付表3	2008年度に承認されたJSDFシード基金グラント	34
付表4	2008年度に承認されたJSDFアフガニスタン 特別グラント	35
付表5	2008年度方針文書	36
囲み一覧		
囲み1	JSDFプロジェクトに求められる要素	1
囲み2	コロンビア－革新的な芸術教育の導入： 居場所を失ったり暴力の影響下にあるコミュニティを対象に	23
囲み3	インド－グローバルイゼーション：農村部の貧困層にも恩恵を	24
囲み4	ケニア－若者の能力育成	26
図一覧		
図1	2004年度－2008年度の拠出、配分、実行額	2
図2	2004年度－2008年度に承認されたJSDFグラント（種類別件数）	4
図3	2004年度－2008年度に承認されたJSDFグラント（種類別金額）	5
図4	2004年度－2008年度の通常プログラム・グラント（種類別件数）	6
図5	2008年度の通常プログラム・グラント（地域別配分）	7
図6	2008年度の通常プログラム・グラント（セクター別配分）	8
表一覧		
表1	2008年度に承認されたグラント・プロポーザルの受益者内訳	12
表2	2008年度に承認されたグラント・プロポーザルの実施機関内訳	12
表3	主要プロジェクト一覧	21

章扉ページ写真撮影

第1章・第2章：Jonathan Ernst

第3章・第4章：Steffen Janus, Knowledge Management Officer, WBIKE

略 語

AFR	Africa Region	アフリカ地域
CAS	Country Assistance Strategy	国別援助戦略
CDCs	Community Development Councils	コミュニティ開発委員会
CDD	Community Driven Development	コミュニティ主導型開発
CFP	Concessional Finance and Global Partnerships	譲許性資金・グローバル・パートナーシップ
CSOs	Civil Society Organizations	シビルソサエティ組織
EAP	East Asia and the Pacific Region	東アジア・大洋州地域
ECA	Europe and Central Asia Region	ヨーロッパ・中央アジア地域
FY	Fiscal Year	年度 ¹
GoJ	Government of Japan	日本政府
ICM	Implementation Completion Memorandum	実施完了メモランダム
ID	Identification Card	身分証明書
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
JSDF	Japan Social Development Fund	日本社会開発基金
LCR	Latin America and the Caribbean Region	ラテンアメリカ・カリブ海地域
MNA	Middle East and North Africa Region	中東・北アフリカ地域
MOE	Ministry of Education	教育省
NFE	Non-Formal Education	非正規教育
NGOs	Non-Governmental Organizations	非政府組織
NSP	National Solidarity Program	国家連帯プログラム
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper	貧困削減戦略文書
SAR	South Asia Region	南アジア地域
SC	Steering Committee	運営委員会
SLCs	Social Land Concessions	土地営業権
TTL	Task Team Leader	タスクチーム・リーダー
UN	United Nations	国際連合

¹年度は7月1日から6月30日まで。



第1章

序論と概要

JSDFの設立と目的

日本社会開発基金（JSDF）は日本政府と世界銀行によって2000年6月に設立されました。設立当初の目的は、1990年代後半に起こった東アジア金融危機の深刻な影響に対処することでした。その後、拡張されて、途上国で最も不利な立場にある人々を支援するための革新的アプローチを提供する重要な基金となりました。

JSDFの目的は：

世界銀行グループの支援対象国の貧困緩和に役立つ革新的な社会プログラムに対してグラントを提供することです。

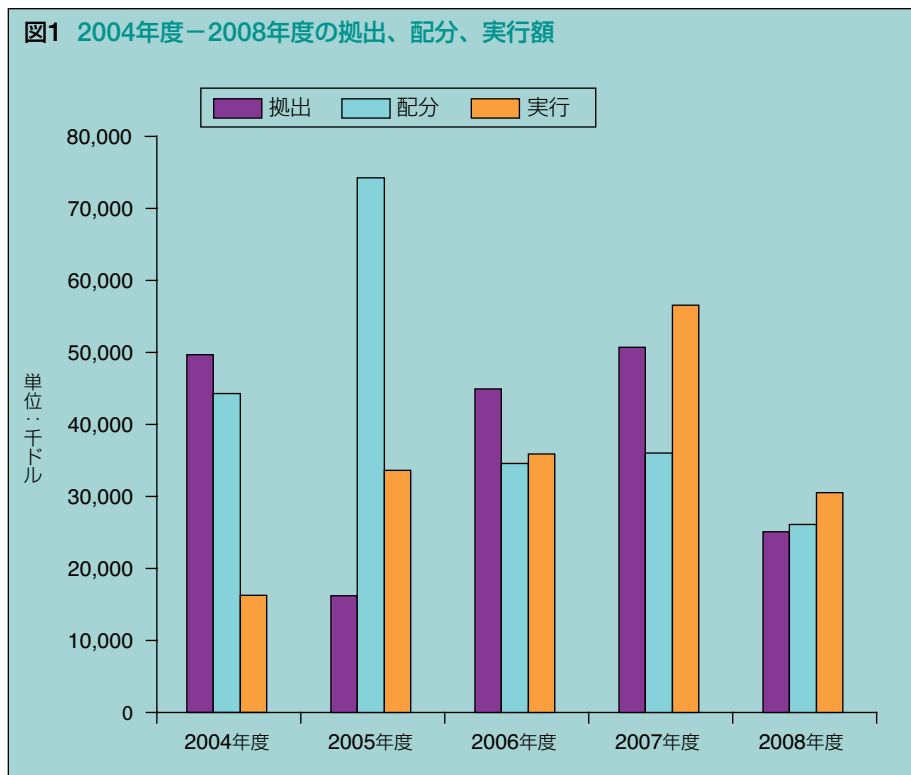
この目的を達成するために、JSDFは様々なプロジェクトにおいて途上国の中央政府と地方政府、非政府組織（NGO）、シビルソサエティ組織（CSO）を支援しています。これら全てのプロジェクトは、ある一定の基本的な基準を満たすことが求められています（囲み1を参照）。

囲み1

JSDFプロジェクトに求められる要素

JSDFプロジェクトには以下が求められている。

- 革新的であること—開発に新しいアプローチやアイデアを導入するものであること。まったく新しい試みの場合もあれば、対象国にとっては新しいが、既に別の国で成功しているアイデアを導入する場合もある。
- 恵まれず、弱い立場にある、あるいは不利な立場に置かれた人々のニーズに直接働きかけるものであること。居住地域、性別、年齢、民族、身体的状況など、様々な面で弱い立場の人々が対象となる。
- 適度に速やかで実証可能、かつ持続的な恩恵をもたらすものであること。JSDFは、対象となる人々に便益を提供するのに何年もかかるようなプロジェクトは支援しない。
- 現地の政府、NGO、CSOのキャパシティ・ビルディングに努め、弱い立場の人々へのエンパワーメントとなり、プロジェクト活動にステークホルダーの参加を促すものであること。



日本政府は2008年度末までにJSDFに対し3億9600万ドルを拠出しました。プログラムの開始以来、284件のグラント（総額3億1000万ドル）が承認されました。図1が示す通り、JSDFプログラム全体としては、この5年間に徐々に、しかし着実に拡大してきました。実行額は当初何年間かは伸びが鈍かったものの、2007年度には主にアフガニスタン特別プログラムにより5500万ドルを超えました。しかし2008年度の実行額は、主にアフガニスタン特別プログラム実行額の大幅な下落を反映して、3000万ドルまで落ち込みました。同時に、2008年度の新規拠出は2007年度の半分となり、新規プログラムへの配分は3分の1減少しました。

JSDFプログラムの対象分野

JSDFグラントは5つの異なるカテゴリーに分かれています。

- 通常プログラム・グラント：恵まれないコミュニティに直接恩恵をもたらす革新的なプログラムを導入することを目指すプロジェクト、またはキャパシティ・ビルディング・グラントに資金を提供。
- シード基金グラント：通常プログラムのグラント・プロポーザル作成を支援する小規模グラント。特に、遠隔地や広範な地域に分散している潜在的受益者グループとの協議を促進するための資金を提供。
- アフガニスタン特別グラント：様々な開発活動やキャパシティ・ビルディング活動を支援。
- 津波被害復興特別グラント：2004年12月26日に発生し東南アジア／インド洋諸国を襲ったインド洋大津波の被害からの復興活動を支援。
- パキスタン特別グラント：2005年10月にパキスタンで発生した地震の被災地域を復興・再生を支援。

2008年度のプログラム概要

2008年度は、合計1800万ドルに上る13件のプロジェクトが通常プログラムの下で承認されました。うち6件はプロジェクト・グラント、7件はキャパシティ・ビルディング・グラントでした。通常プログラム・プロジェクトの件数は2007年度比で3分の1減り、同じく件数の少なかった2006年度の水準に迫るほどでした。これは、2008年度のプロポーザル募集が通常よりも遅かったため、申請の機会が通常の3回ではなく2回となったためです。2008年度末、通常プログラムの承認額にほぼ匹敵する額のアフガニスタン特別グラント2件が承認されました。シード基金グラントのプロポーザルに対する承認件数は大幅に回復し、2008年度の承認額は過去5年間で最高の87万ドルに達しました。これほど多額のシード基金が承認された理由は、プロポーザル準備の際に参加型アプローチを採用する価値をタスクチームが認識するようになったからです。ステークホルダーとの協議を行ない、また現場のグラント受益者の視点がプロポーザルに反映されるようにするため、シード基金を申請するチームが増えてきています。



「ケニア若者の能力育成プログラム」参加者による植樹式。ケニアのラリにて。写真：Leonie Guder



第2章

2004年度から2008年度の活動

JSDFプログラム全体

図2と3は、この5年間（2004年度以降）でJSDFプログラムの規模と範囲がどのように変遷してきたかを示しています。図2は、承認されたJSDF Grant件数が2004年度の40件から、2005年度には53件とピークに達し、2006年度には26件に減少するなど、年度によって大きなばらつきのあることを示しています。2007年度（35件）と比べると、2008年度はGrant件数がわずかに減って33件となりました。2005年度に件数がピークに達したのは、通常プログラムの下で承認されたGrantだけではなく、2004年12月の津波発生を受けて承認されたGrantも含まれるためです。

図2 2004年度－2008年度に承認されたJSDF Grant（種類別件数）

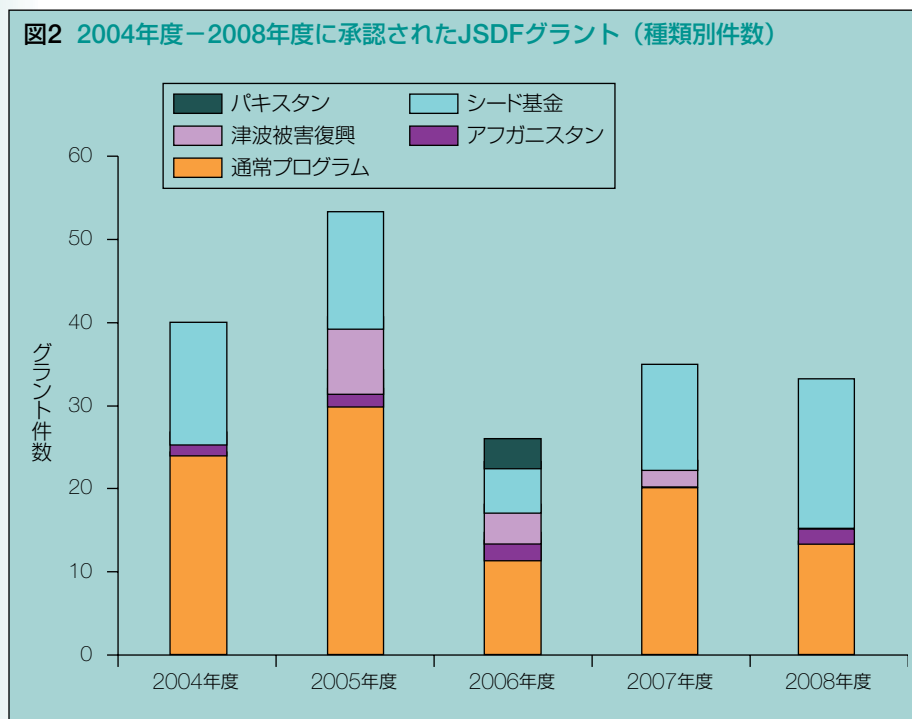


図3 2004年度－2008年度に承認されたJSDFグラント（種類別金額）

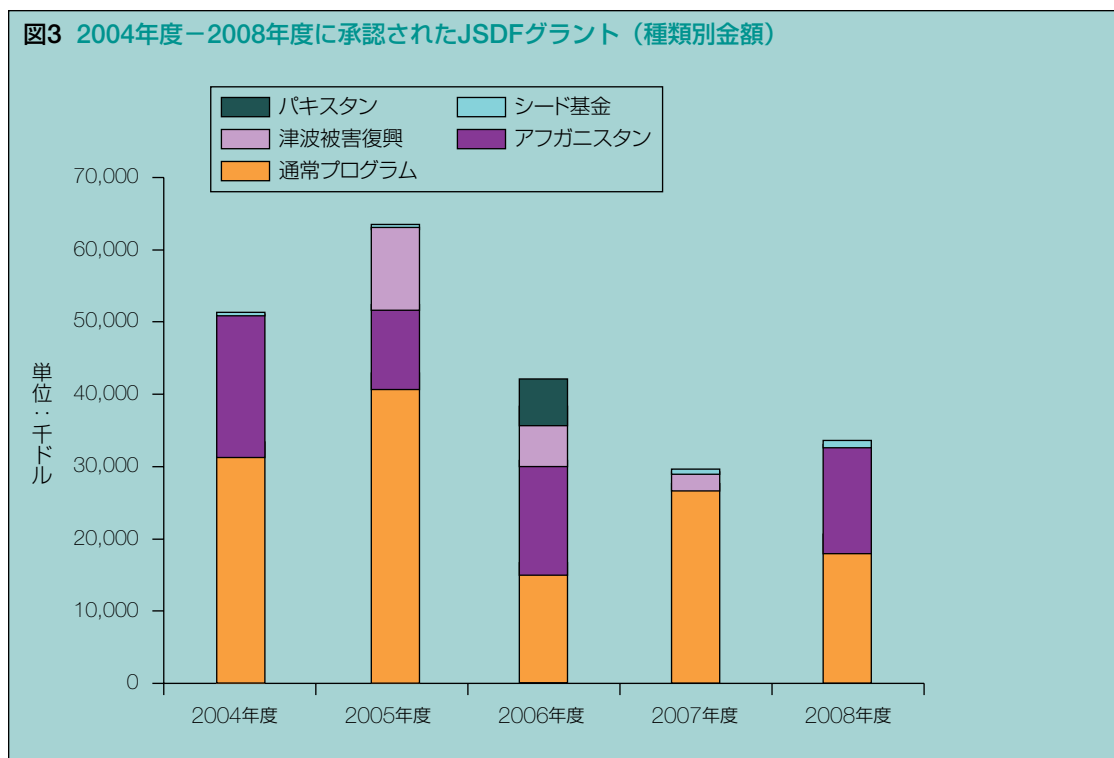


図3は、年間のグラント承認を「金額」で見た場合、2006年度から2008年度でどのように状況が変化したかを示しています。¹ 2005年度に承認された通常プログラム・グラントの金額は、主に承認された通常プログラム・グラントの割合の増加により、2004年度よりも増えました。2004年度から2005年度にかけ、承認された通常プログラム・グラントは金額にして30%増え、2005年度はプログラム開始以降最高の4100万ドルとなりました。新規通常プログラム・グラントの承認額は、2006年度に大きく減少して1500万ドルとなり、2007年度は再び上昇に転じて2700万ドルとなりました。ただし、この上昇傾向の後、2008年度には再び減少に転じ、通常プログラムのグラント・プロポーザルに対する承認額は1800万ドルとなりました。これは主に、2008年度方針文書の承認が通常よりも遅かったため、プロポーザルの機会が通常の3回ではなく2回となったことによるものです。アフガニスタン特別グラントは、件数は少ないものの金額は極めて大きく、2004年度の増加分の多くを占め、2005年度と2006年度にも大きな割合を占めています。しかし、2007年度はパキスタン向けグラントもアフガニスタン向けグラントも承認されなかったため、2007年度のJSDFグラントの総額は3000万ドル弱へと大きく減少しました。2008年度には新たに2件のアフガニスタン向けグラントのプロポーザル（合計1500万ドル）が承認され、同年度のグラント総額を3400万ドル以上に押し上げました。こうした数値が示す通り、通常プログラムは2008年度に承認されたJSDFグラント総額の50%以上を占めています。

¹ 図3の承認されたグラントに関するデータは図1の「配分」に関するデータとわずかながら異なる。承認されたグラント（図3）は、日本から承認が得られた年に計上されるのに対し、配分は、その後会計部門によって計上される。また、6月に承認されたグラントが7月に始まる翌会計年度に計上されることもある。

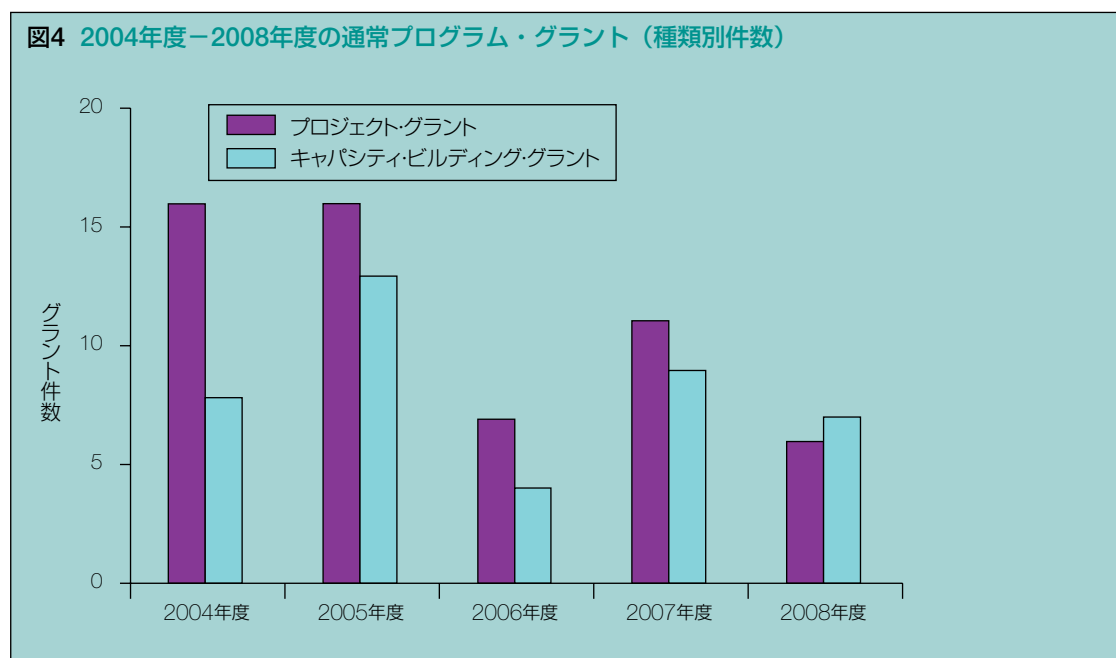
JSDF通常プログラム

JSDF通常プログラム・グラントには大きく分けて2つの種類があります。

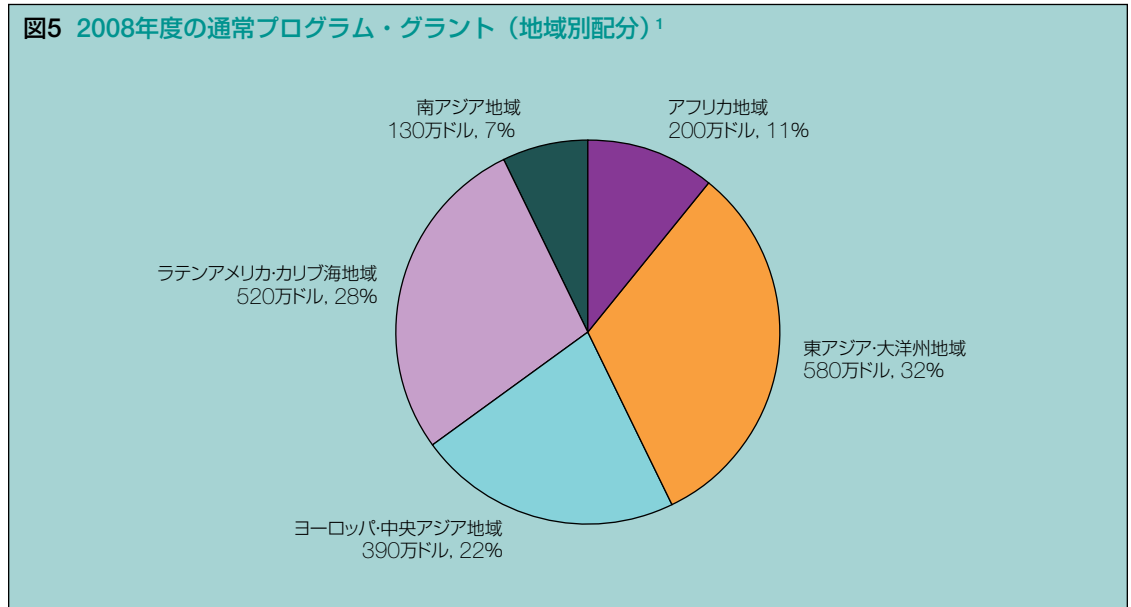
- プロジェクト・グラント：貧困層に直接働きかける活動、あるいは特に社会セクターにおける革新的試みや新しいアプローチの試行を支援するものです。プロジェクト・グラントでは、コミュニティの開発に現地住民の参加を促進するコミュニティ主導型開発（CDD）のアプローチがよく用いられます。単独のプロジェクトに提供されることもあれば、将来世銀グループなどと一緒にスケールアップして実行されるプロジェクトの試行に提供されることもあります。
- キャパシティ・ビルディング・グラント：地方政府とコミュニティの協力を促すことにより、また現地コミュニティの意思決定や説明責任を改善することにより、現地コミュニティ、地方政府、地方機関、NGOなどを強化するキャパシティ・ビルディング活動に資金を提供するものです。

2008年度はプロジェクト・グラントとキャパシティ・ビルディング・グラントのどちらも、2007年世界開発報告の定義による低所得国及び低位中所得国が対象でした。

図4は、2004年度以降、グラントが毎年2種類のカテゴリーにどのように配分されてきたかを示しています。過去5年間のパターンにはばらつきがあり、どちらのカテゴリーでも大幅な変動がありました。2008年度に承認されたプロジェクト・グラントの件数は、2004年度と2005年度の30%未満とこの期間で最少でした。2008年度のキャパシティ・ビルディング・グラントの件数は、2007年度を10%下回りました。どちらのカテゴリーでも件数が減ったのは、2008年度に2回の申請機会しかなかったためです。したがって、2008年度に承認を求めて提出された多くのプロポーザルは、年度末の時点でまだ未承認でした。しかし、この貴重な資金源に対する需要は引き続き高くなっています。



JSDFの「2008年度方針のガイドライン及びプログラムの配分」により、「JSDF基金総額の約50%は東、南及び中央アジアの適格国に配分される」ことが義務付けられています(付表5を参照)。図5と付表1は、2008年度にこれらの地域に向けて承認されたJSDF通常プログラムが、承認総額のちょうど50%となり、目的が達成されたことを示しています。2004年度-2008年度の期間を通じてみると、これらの地域に向けた承認の割合も平均50%で、6600万ドル以上が南、東及び中央アジア向けでした。付表2はJSDFグラントの地域別配分を示しています。



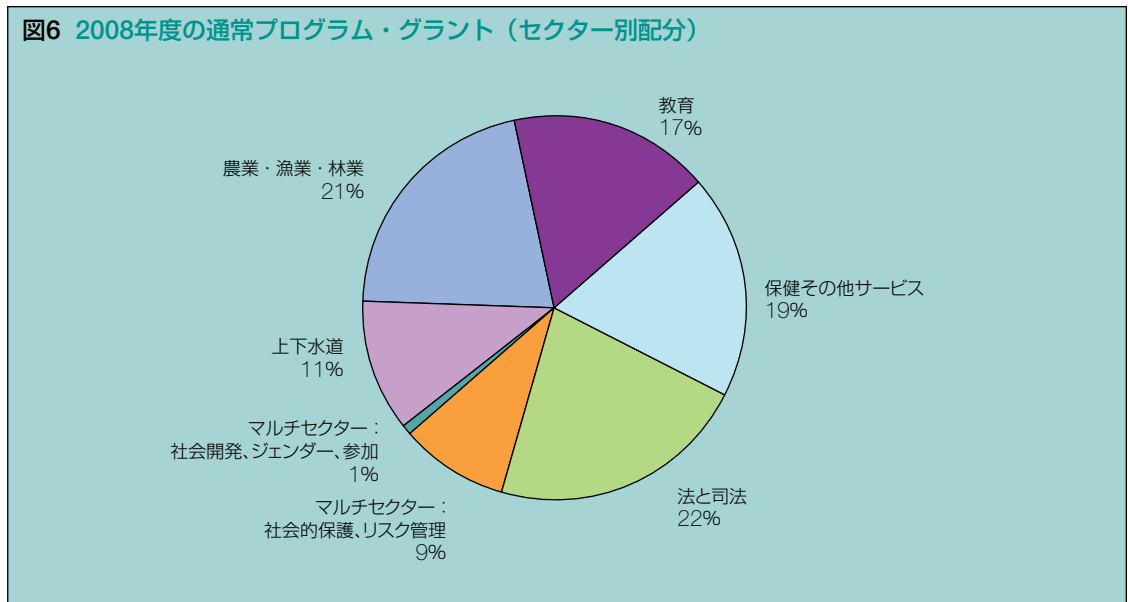
¹ 2008年度にMNAを対象に承認されたグラントはなかった。

図6は、2008年度通常プログラム・グラントのセクター別配分を示しています。配分が一番多かったセクターは法と司法で、司法への貧困層のアクセス強化と貧困層のための平和的な紛争解決サービスのためのプロジェクトに充てられました。2番目に多かったセクターは、農業・漁業・林業でした。農業は貧困層のニーズを満たす上で重要な役割を果たすので、意外なことではありません。貧困撲滅にとって食糧の安全保障が重要であることから、このセクターに対するグラントは、貧困層のニーズを満たすための貴重なメカニズムとなっています。2008年度、農業分野に対するグラントは、貧困層や先住民族のための零細企業開発に援助を提供し、土地配分における健全なガバナンスを強化、また土地保有確保におけるシビルソサエティと政府のパートナーシップを強化、また土地へのアクセスを通じてコミュニティのエンパワーメントを図りました。これ以外で配分が高かったセクターは、保健その他のサービスや教育でした。2件のグラントがマルチセクターに分類され、社会的保護・リスク管理、及び社会開発・ジェンダー・参加に充てられました。

2008年度に承認された通常プログラム・グラントにはいくつかの注目すべき特徴があります。

- 日本の財務省が承認した6件のプロジェクト・グラントは、上下水道、法と司法、農業、保健、教育、マルチセクター（社会的保護・リスク管理に焦点を当てたもの）の各セクターに対するものでした。アゼルバイジャンでは、グラントが (a) 首都郊外の20の地区中心部において、給水サービスの品質と信頼性を高め、アパートでの水の浪費や損失を減らすこと、(b) アパートに暮らす貧困層の水消費管理能力向上により、個別メータを使い各戸の毎月の請求額を減らす形での貧困緩和貢献に充てられ

図6 2008年度の通常プログラム・グラント（セクター別配分）



ました。インドネシアでは、グラントが弱い立場の女性出稼ぎ労働者やその家族のエンパワーメントを図り、貧困削減にとっての移住の有効性を高めました。コロンビアでは、差別に苦しむ人々（女性や先住民族、アフリカ系コロンビア人、障害者など）や貧困層に基本的な司法サービスを提供するための戦略を、シビルソサエティ組織との連携の下で策定・実行することに資金が充てられています。カンボジアでは、JSDFグラントにより、土地を持たない世帯の持続的貧困削減に向けた土地営業権（SLCs）計画立案・実行のため、権利に着目したアプローチを試行することを目指しています。セネガルでは弱い立場の子供たちを対象に（a）危機に瀕した子供たちの親への予防的介入、（b）コーラン教育の改善、（c）人身売買を禁止する最新の法律の普及、（d）子供の物乞い撲滅をめざすシビルソサエティ組織のためのキャパシティ・ビルディングのためにグラントが役立っています。パキスタンでは、バロチスタン州農村部の社会・文化・スキル面のニーズに沿った形で、非公式な教育システムの設立にグラントが充てられる予定です。

- キャパシティ・ビルディング・グラント7件のうち3件は農業に対するもので、残り4件は法と司法、教育、保健、マルチセクター（社会開発・ジェンダー・参加に焦点を当てたもの）に対するものでした。こうしたグラントのいくつかは、直接あるいは間接に、貧困層に対するサービス提供の改善を目指すものです。ロシア連邦では、司法制度をレニングラード地域とペルミ・クライ²の最貧層や社会的弱者のニーズに合わせ、より活用しやすくし、説明責任を求めるようにすることにグラントが使われる予定です。インドネシアでは、貧しい村落の弱い立場の女性のための持続可能な草の根の能力開発メカニズムの構築にグラントが使われます。カンボジアでは、国内で最も貧しい地域で地方自治体や現地コミュニティの運営強化や専門能力構築に充てられます。ホンジュラスでは、辺鄙な森林地域の貧しい農村コミュニティで、特に先住民族や女性グループに考慮しながら、市場志向の零細企業を育成するのに使われます。カンボジアでは、土地を持たない世帯やCSOに土地取得に際して発言権を与え、政府支援プロジェクトに従事する貧困層が生計を立てるのを支援するのに使われています。ここでは、農村コミュニティ組織の支援・エンパワーメントにおけるNGOの補完的役割、そしてイン

² クライは、ロシアの地理・行政区分で「地方」のようなもの。

フラ整備や生計支援といった政府の役割が注目されています。カンボジアに対するもうひとつのグラントは、地方貧困層や土地を持たない都市部住民を対象とした土地保有確保、シェルター改善、生計支援に関し、都市部周辺で土地営業権の実行に際しNGOがいかに政府と協力できるかを試すことにより、CSOと政府の協力のためのコミュニティ・ベースのメカニズムと手順を開発・試行するものです。最後にガンビアでは、貧困層に基本的なサービスを提供する際のNGOの有効性と説明責任を拡大するためにグラントが使われます。

JSDFは、革新性を特に重視しており、2008年度も引き続きこれが重要な特徴であることは新規グラントが示す通りです。例えば、インドネシアの外国人出稼ぎ女性労働者のエンパワーメントグラントは、女性出稼ぎ労働者と民間斡旋業者の間に現在見られる権限のアンバランスを是正しようとする画期的なものです。また、出稼ぎ労働者のニーズに見合った金融商品やサービスを開発・試行することも目指しており、これはまったくもって画期的で、広く再現される可能性を秘めています。

アフガニスタン特別グラント

2008年度、日本政府は2件のアフガニスタン特別グラントを承認しました。1つめのグラントは、優先対象の州における複数のコミュニティ開発委員会（CDC）の能力と持続可能性をさらに高め、プロジェクトの対象コミュニティにおける生活の質を高めるものです（グラント総額1000万ドル）。2つめのグラントは、国家連帯プログラム第2段階（NSP2）の開始のために500万ドルの協調融資を行なうものです。これは、コミュニティ・レベルでのガバナンス強化を補佐し、農村コミュニティの社会・生産インフラへのアクセスを改善するコミュニティ運営の開発復興準プロジェクトを支援します。これら2件のグラントの詳細は付表4にあります。

JSDFシード基金

JSDFプロジェクトは、社会から取り残されたり、不利な立場に置かれたりしているコミュニティを支援することを意図しており、プロジェクトのプロポーザルが審査される際には、対象となる受益者がプロジェクト設計段階で協議に招かれ関与したことが明確でなければなりません。首都圏の都市から遠く離れていることもあるコミュニティとの参加型協議のプロセスを促進するには、特別の資金配分が必要となります。このような背景から、日本政府は2002年3月にこのプロセスを促進するためシード基金を設立することに同意しました。シード基金グラントは、JSDFプロポーザルに向けて準備中で、参加型活動を組織するために資金を必要とする世銀チームに提供されます。JSDFプロジェクトは、需要主導型活動に資金提供するものであるため、グラント活動の設計に参加型アプローチが採用されるようステークホルダーとの集中的な協議が必要となります。そこで、受益者となるコミュニティやシビルソサエティ組織、NGO、現地政府担当官からタスクチームが直接情報を引き出すことができるように、5万ドルを限度とするグラントが提供されます。JSDFシード基金グラントの実行期間は最大12カ月です。

設立以降、85件のシード基金グラントが承認されました。この内65件は2004年度から2008年度に承認されました。アフリカ地域（AFR）を対象としたものが34件と突出して多かった他、シード基金グラントの活用が多かった地域は、ヨーロッパ・中央アジア地域（ECA）が15件、東アジア・大洋州地域（EAP）が13件、ラテンアメリカ・カリブ海地域（LCR）が12件、南アジア地域（SAR）が7件、中東・北アフリカ地域（MNA）が4件でした。シード基金の設立以来、インドネシアとエチオピアの2カ国が、1国に対する件数としては最大に当たる、それぞれ4件のシード基金グラントを受け取っています。

付表3は2008年度に承認された18件のシード基金グラントの一覧です。これらのグラントが地理的にも、また専門分野の点でも広範囲にわたっていることは明らかです。2008年度は世銀の定義する全ての地域において、シード基金グラントが活用されています。イエメン1カ国のみが3件のシード基金グラントを得ました。うち1件は、MNAの他の2カ国（エジプトとシリア）にも恩恵をもたらしました。また、エチオピアは2件のシード基金グラントを受けました。対象となったテーマは多岐にわたり、エクアドルの小規模農家の市場アクセス改善から、セネガルにおける子供の物乞い根絶、フィリピンの取り残された弱い立場のコミュニティのための調達改革実行能力育成、マラウイでの「万人のための教育」に障害を持つ児童を取り込むことなどがありました。

JSDFシード基金の成果

全てのシード基金グラントが必ずJSDFプロポーザルに結びつくというわけでも、シード基金のグラントを使って準備された全てのプロポーザルがJSDF運営委員会（SC）により承認されるわけでもありません。受益者との協議の目的は、当初のプロジェクト案が対象となるコミュニティのニーズや期待に沿うものであるかどうかをチェックすることです。ずれが生じる可能性もあれば、他のプロジェクトの方がコミュニティのニーズに対応していると判明する可能性も常に残っています。とはいえ、シード基金プロポーザルは、JSDFのプロポーザルとして承認される可能性について慎重かつじっくりと審査されて、見極められます。

シード基金が設けられてからの2年間、運営委員会の支持を得てドナーの承認に至ったプロポーザルはほとんどありませんでした。しかし2002年度－2008年度には85件のシード基金プロポーザルが承認され、37件のプロポーザル承認に結びつきました。2008年度には、18件のシード基金グラントが、年度末までに7件の通常プログラムのプロポーザルに結びつきました。2004年度から2008年度までの過去5年間にシード基金グラント65件が承認され、28件のプロポーザル承認につながりました。この他に6件のプロポーザルが運営委員会の支持を得、現在ドナーの承認を待っているところです。つまり、活用されたシード基金の50%強が2004年度－2008年度の期間に運営委員会によるプロポーザル承認に結びついたこととなります。

グラントの品質審査・承認プロセス

JSDFグラントのプロポーザルはまず技術審査官によって吟味され、世銀のそれぞれの国担当弁護士と財務担当官、国別担当局長とセクター・マネージャーならびに地域の信託基金調整官の承認を受けます。次に、運営委員会がプロポーザルを審査し、最小限の手直しの後に日本政府に提出されるか、または一旦タスクチームに戻し修正後に再提出を求めるか、あるいは却下します。運営委員会は、JSDFの基準を満たしたプロポーザルのみを日本政府に提出し、これを受けて日本政府は承認／却下するか、または追加情報を求めます。日本政府の承認が得られた場合、弁護士がグラント契約書の作成にとりかかります。

グラントの実施と報告

JSDFグラントを実施する際は、世銀の調達・財務管理ガイドラインに準拠しなければなりません。これは世銀貸出や融資が準拠すべきガイドラインと同じものです。さらに、JSDFプロジェクトには世銀の社会・環境セーフガードを満たすことが求められています。グラントの実施期間は、グラント契約調印の日から最長4年で、十分な正当性がある場合は、さらに2年間の延長が可能です。グラントを実施できるのは、地方政府、NGO、CSO、地域団体です。世銀タスクチームは年に1回グラントの進捗報告書を提出しなければなりません。この報告書の抄録は、JSDFウェブサイトに掲載されています。第4章に、2008年度の通常プログラム・グラントの実施状況が掲載されています。

シビルソサエティとの協調

JSDFは、NGOやシビルソサエティ組織がグラントの計画立案や準備、実施に参加することを奨励しています。これまでの経験から、有能なNGOには政府プロジェクトにはできない形で貧困層に働きかけることが可能であることがわかっています。JSDFの下、NGOやCSOは受領者にも実施機関にもなることができます。ただし、各国の法律や政府の意向によっては、政府機関が受領者となりNGOやCSOが実施機関となる場合もあります。さらにNGOやCSOと受益国政府が共同で実施に当たる場合もあります。

以下の表は、2008年度に承認された通常プログラム・グラントの内訳です。表1からは、13件のJSDFグラントのうち5件で政府が受領機関となっていることがわかります。

表1：2008年度に承認されたグラント・プロポーザルの受益者内訳

	グラント件数	%
政府	5	38
NGO/CSO	8	62
合計	13	100

表2：2008年度に承認されたグラント・プロポーザルの実施機関内訳

	グラント件数	%
政府	4	31
NGO/CSO	9	69
合計	13	100

表2は、NGOやCSOを実施機関とすることの利点が認識されたことを示しています。2008年度に承認されたグラントの69%がNGOやCSOによって実施されている他、政府機関がNGOやCSOと共同で実施していなくても、緊密な協力の見られるケースもありました。例えば、NGOが実施したプロジェクト3件（いずれもカンボジアで）は、州や国レベルで政府が得た教訓を参考にしています。

JSDFグラントは、活動が小規模なNGOやCSDが必要とされる活動を拡大できるようエンパワメントを行なっています。NGOやCSOを支援することにより、JSDFはキャパシティ・ビルディングや、最も弱い立場にある人々を対象とする活動の持続可能性向上ができます。

JICAとの協力

2008年度、世銀とJICAとの協力、そしてJSDFプログラムそのものがより強化されました。ケニアに関して、JICAとの2年に及ぶ対話の末プロポーザルが提出され、日本政府の承認を得ました。このグラント（ケニアの半乾燥地社会林業強化プロジェクトに対する約200万ドルの支援）は、ケニアの半乾燥地の貧しい農民が、林業を通じて持続的に生活を改善するのを支援し、社会経済的に重要な農村の学校ネットワーク強化を支援するものです。日本政府が承認した、ホンジュラスのオランチョ、ヨロ、フランスコ・モラザンなど辺鄙な森林地帯の貧しいコミュニティにおける市場志向の零細企業の開発促進のためのグラントでは、JICAが実施した女性対象のキャパシティ・ビルディングの取り組みを踏まえた上でJSDFプロジェクトが実施されました。また、JSDFプロジェクトの準備に当たり、時にJICAの見解を求めています。また、知識共有を目的としたJSDFイベントにJICAを招き、エクアドルの法と司法プロジェクト及びエジプトの児童労働防止プロジェクトから得られた教訓を発表してもらいました。



コロンビアの「革新的な芸術教育の導入：居場所を失ったり暴力の影響下にあるコミュニティを対象に」のプログラムにより恩恵を受けた子供たち。写真：プロジェクト担当者



第3章

学習と情報発信

2008年度末までにJSDFプログラムは多数のプロジェクトを完了し、知識を積み上げました。JSDF事務局は、この知識を獲得して、各国政府、学术界、メディア、低所得国及び低位中所得国のシビルソサエティ組織など、世銀内外の人々に対し広く発信するというプロセスに着手しました。この取り組みの一環として、2件のJSDFグラントに関する学習と情報発信のための初のイベントが2008年6月にエクアドルとエジプトで開かれました。いずれのイベントにも、政府の高官、世銀スタッフ、日本政府代表、実施機関職員、近隣国の政府代表、二国間ドナー、NGOなどが参加し、プロジェクトの主要な成果やプロジェクトの実施から得られた教訓が紹介されました。これら2件のプロジェクトで達成された成果と得られた教訓は、以下の通りです。

エクアドル ー貧困層のための法と司法プロジェクト

グラントの目的

本グラントは、農村や都市の貧困コミュニティ、先住民族、女性や子供が裁判外紛争解決や質の高い法的代理人サービスを利用しやすくすることを目指しており、i) 先住民族のための司法、ii) 平和的文化、iii) 裁判外紛争解決、iv) 公的弁護サービス、の4つのコンポーネントがあります。

得られた教訓を検証するに当たり、持続可能性、エンパワーメント、社会的統合の3つの分野横断的トピックが選ばれました。「エンパワーメント」や「社会的統合」などの分野横断的トピックが選ばれたことは、司法プロジェクトへのアクセスを分析するアプローチとして画期的でした。それまで司法プロジェクトは、社会的紛争の削減という観点から分析されるのが普通で、

裁判外紛争解決手段がいかに拡大して利用されているかで評価されることが多かったからです。これらのケース・スタディの詳細は、以下のサイトで公開されています。<http://www.justiciaparatodos.info/>

プロジェクトの成果と、プロジェクト実施から得られた教訓

プロジェクトの成果

本プロジェクトは、コミュニティの住民が法務プロセスに公式・非公式にアクセスできるようトレーニングを行ない、平和的な解決について子供たち、また調停者や弁護士にもトレーニングを行なうことを目指すものです。全体として、予想された範囲内のコストと時間で成果が得られました。プロジェクトの全てのコンポーネントにおいて数値目標を上回る（一部ははるかに上回る）結果が得られ、大幅な予算修正は行なわれませんでした。より多くの人々に恩恵をもたらすことができるよう、予算修正が求められたケースもありました。プロジェクト・コンポーネントごとにみた特筆すべき成果は以下の通りです。

- **先住民族のための司法**：2,881人のコミュニティ住人が、地域・国レベルでの22件のワークショップを通じて、公式・非公式な慣習的法務プロセスについてトレーニングを受けました。
- **平和的文化**：3,822人の子供たちが平和的な紛争解決における調停者としてのトレーニングを受け、362人の教師が平和的文化のトレーナーやファシリテータとしてトレーニングを受けました。
- **裁判外紛争解決サービス**：新たに159人の調停者がトレーニングを受け、認定を受けました。
- **公的弁護サービス**：150人の弁護士がトレーニングを受け認定されました。キトでは合計3,712件の訴訟に、グアヤキルでは1万1000件以上の訴訟と協議に法務サービス・センターが対応しました。

グラントの実施組織はプロジェクト活動の準備を極めて効率的かつ効果的に整えました。こうしたグラントの実施組織の選抜基準には、国内での類似プロジェクトの経験、提案された方法の質の高さ、知識移転の戦略、他の関連組織との結びつき、地理的に類似の地域における経験などが含まれます。そのため、選ばれたNGOは全体として熟練度が高く、法務、司法、及び／または貧困層全般や特に若者との取り組みにおいて経験が豊富でした。プロポーザルは多くの場合、以前に世銀などの資金により実施された取り組みを基にしたものでした。

本プロジェクトは、NGOの選抜やNGO手配の管理の点で成功を収めました。実施機関であるプロジュースティシア（Projusticia）がプロジェクトを実によく管理し、慎重に選抜されたNGOが献身的かつ熱心に取り組みを進めました。指標の他、プロジェクトと実施パートナーの間の結びつきが弱点として残りました。

国内の状況が困難なものだったにもかかわらず、全てのプロジェクト・コンポーネントが予想を上回る（一部ははるかに上回る）成果を上げました。態度の変化やスキル習得の面で、様々な興味深い成果が得られました。しかしながら、サブ・プロジェクトが短期間であったことが、合理的なプロセスを実現し、持続可能な戦略を効果的に実行するための障害となりました。

このサブ・プロジェクトは数多くの人々に恩恵をもたらし、行動の変化、スキル構築、サービスへのアクセスなどに貢献しました。しかしながら、このプロジェクトは概して、最貧層に働きかけるための詳細かつ具体的な戦略に欠けていました。最貧層や最も弱い立場の人々に継続的影響を与えるプロセスは、プロジェクト完了と共に打ち切られました。

得られた教訓

このプロジェクトの実行からは、いくつもの教訓を引き出すことができます。

- 中央政府には、民間の法務サービスを受ける金銭的余裕のない人々のために無料の法的支援を提供するのに十分な資金を蓄えておき、長期的には全ての国民が、民間の特定のイニシアティブにとどまることなく、司法を持続的に利用できるようにするよう期待されてしかるべきです。ただし、中央政府が、貧困層の特定のニーズに関する直接の知識を有していることで無料の法的支援サービスの拡大に一役買うことのできる民間組織（法曹協会や非政府組織）と提携を結ぶ可能性を否定するものではありません。
- 無料法的支援事務所の扱う訴訟にどのような判決が下されるかをモニターするためのシステムを開発すれば、無料の弁護士に長期的に意欲を持続させ参加させ続けるための手段として、業務に対するフィードバックを提供することができます。
- この無料サービスに参加する弁護士の数を増やすための方法として、無料法的支援事務所に、異なる学問分野の人々で構成されるチームを発足させることもできます。そうすることで、無償で時間を提供する弁護士は限られた時間を訴訟の法的意味合いに集中させ、クライアントの感情面・社会面でのサービスのニーズについては他の専門家に委ねることになります。
- 対象コミュニティの調停センターがまだ誕生間もなく、その恩恵もまだ限定的である中、各国での経験は、照会ネットワークが技術的・組織的持続可能性に貢献できることを強く示唆しています。調停やセンター、提供するサービスに関する普及戦略では、対象をさらに絞り込んでいく必要があります。
- 先住民族コミュニティにある学校でプロジェクト対象者に価値観や紛争解決プログラムを教育するには、対象者と技術協力機関の間で互いを尊重し合うような関係を構築する必要があります。そうすることで、こうしたイニシアティブは被支援者が十分な自主性をもって臨み、持続可能となるでしょう。学校という場で価値観と紛争防止プログラムに関する教育を実施するには、教師陣に対してより持続的な知識移転を進めるため、実施時間枠を長期的なものとする必要があります。
- コミュニティの調停センターは、地方自治体の共存状況を改善することで、中心的存在となって、参加型の地方開発モデルの重要な部分を占めることができます。そうしたセンターを管理するには、センター利用者に自信を植え付け、調停の公平性についての認識を高めるために必要な意思決定力と独立性が必要です。

このプロジェクトから得られた教訓を広く発信するため、2008年6月17日に法務副大臣の主催にて「司法へのアクセス」の地域ワークショップが開かれました。ワークショップには、現地政府や中央政府の役人、法曹協会、NGO、日本の国際協力機構（JICA）、国際機関や学術界の代表者、メディアが参加しました。地方当局、シビルソサエティ、国際機関代表など地域全体から参加者を動員するため、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、ペルーのグローバル・ディベロップメント・ラーニング・ネットワーク・ディスタント・ラーニング・センターがそれぞれ衛星をつないで、エクアドルで得られた知識を共有し、各地の状況に合わせて活用するためのワークショップに参加できるようにしました。ワークショップの主な成果は、エクアドルのモデルと共に様々なケース・スタディや、モニタリング・評価の手段、得られた教訓、調査票や参考文献を紹介するデジタル知識の発信源（ナレーション付きのマルチメディア・プレゼンテーションと主要なステークホルダーとのインタビューのビデオを含む）を構築したことです。

エジプトー児童労働防止プロジェクト

グラントの目的

グラントの目的は、合法的な範囲で労働を続ける子供を更生させて復学させ、児童労働を防止するための効果的な措置を支援することにあります。

プロジェクトの成果とプロジェクトの実施から得られた教訓

プロジェクトの成果

エジプトでは270万人の子供が労働に従事しており、このプロジェクトは、政府が義務教育の役割や社会的セーフティネットを検証する一方で、政策次元で行動を起こすことにより、児童労働の問題への取り組みを進めるのを支援しました。労働に従事する子供たちを教育制度に再び取り込むための開発モデルを確立し、中退防止のための措置を策定しました。

政府とNGOの強力なパートナーシップによって成果が制度化され、持続されたので、さらに充実した成果が得られました。プロジェクト実施機関を務めた国家母子協会は19のNGOをみごとにまとめ上げました。

このプロジェクトは希望の持てる教訓を残して完了し、プロジェクトを全国的に拡大し、類似の懸念に取り組むため地域規模で適用性を高めることになる政策提案が行なわれました。このプロジェクトの成果は以下の通りです。(a) 早い時点での退学防止、各世帯への福祉支援強化、賃金差別の防止、14歳未満の児童を雇用する雇用者にとっての法的意味合いの厳格化などの政策提案、(b) 労働に従事する子供たちを教育制度に再び取り込み、中退を予防するための総合的取り込みモデルにつながった介入、実務者のためのトレーニング・マニュアルの開発、仕事から解放された子供たちの動きを把握するモニタリング・評価のためのデータベース構築、成果を制度化し持続させるための政府／シビルソサエティのパートナーシップの立ち上げ。

このプロジェクトは、保護と予防の2つの目的を達成するために権利に着目した二本立ての戦略を採用しました。子供たちを危険な労働環境から脱け出させること、レジャーの機会を持つよう奨励し、更生のための基本的サービスを促進すること、教育や職業訓練を受けられるよう準備を整えることなどがあります。

保護目的のこうした介入の結果として、労働に従事している子供たちとその家族や雇用者は、子供の権利や安全・健康上の問題を把握し、労働に従事する子供たちは雇用者側からの100%の協力を得て読み書き習得やレジャー活動に参加することを認められました。これを持続的なものとするため、NGOは教育省の現地総局や職業訓練機関など専門的な機関と強力なパートナーシップを築き、子供たちに教育やトレーニングの機会が開かれるようにしました。

得られた教訓

戦略的レベル

- **対象の設定：**

児童労働に関する推計と特性、主な職業、行政区域に関わる有害リスクのレベルなどについて掘り下げたデータが不十分であると、結果的に各行政区分においてグループのニーズに適さない形での介入を招いてしまいかねません。そうすると、せっかくの取り組みも何の成果ももたらさず無駄になってしまうかもしれません。そのため、必要としていないかもしれない人々を支援したり、必要としている人を支援しない（支配層による恩恵の独占）という事態を招くことがないように、対象とするグループは、信頼できて比較可能なデータに基づいて決定することが重要です。対処となるグループひとつひとつが、ニーズに応じてそれぞれ異なる介入を必要としています。

- **実施のためのパートナーシップ：**

NGOやコミュニティ主導型の実施への注目が高まっている一方で、政府と非政府組織の組み合わせも、特に現地レベルではより有効であることがわかっています。所轄官庁に属する現地当局の参加により、持続可能性が高まると共に、児童労働の削減及び／または危険な労働形態の根絶に向けた将来の改革のためのボトムアップ型のアプローチの強力な基盤が築かれました。

- **適用性：**

新たなアプローチや既存モデルの再現は、成功しなかった場合に、より大規模な被支援グループにリスクを与えることがないように、限定的な規模や範囲にて現地レベルで応用してみるべきです。新たなアプローチは、本来の要因と外的要因の両方について、成功と貢献の度合いをアプローチの成功例と失敗例の両方で比較できるよう、社会経済・文化・コミュニティ面で2、3通りの状況で試してみるべきです。

業務レベル

日々の実施に関連した教訓は、照会ネットワークの構築と活用など、実施のための様々に異なる準備を応用して得ることができます。

• 実施メカニズム：

実施パートナーは、可能な範囲で、コミュニティ、保護者、雇用主、労働に従事する子供たちを共通の目的に向けて動員することができるよう、近さと現地の事情の精通度に基づいて選抜すべきです。

• 取り込むに当たっての基本要因：

労働に従事する子供たちを教育システムに取り込むことの成否は主に、移行をスムーズに進めるため、同じ場所に別の形のサービスと機会があるかどうか大きく左右されました。このように、このプロジェクトにより現地の教育・トレーニング・保健の各当局との交渉が始まり、労働に従事する子供たちが各種サービスを利用できるよう道が開かれました。雇用・教育機会がより確実になることを可能にしたサービスは、主に以下の通りです。

- － 民事記録部門と協力して法的身分証明書 (ID) メカニズムを開発。法的IDはいかなるサービスや機会へのアクセスにも必要となるので、極めて重要です。
- － 労働に従事した子供たちが更生プログラムを修了し、14歳以上になったときに、雇用者のニーズを満たす専門トレーニングを設計・提供。
- － 保健記録を作るよう保健当局と交渉し、更生プロセスの期間中、健康診断を無料にて提供。
- － 代替教育提供のため各行政区分の教育当局と協力。

スザンヌ・ムバラク大統領夫人が主宰し、国際協力、教育、保健、社会連帯、農業、人材、地方行政担当の各大臣が出席して、2008年6月にワークショップが開かれました。このワークショップでは、児童労働の状況、新しい政策提言、現場のプロジェクト成果などを中心に議論が進められました。エジプトでは270万人の子供が児童労働に従事しており、シビルソサエティの激しい抗議が政策担当者に届き、ワークショップにより、教育、社会福祉、ヘルスケア、農業、法律実務における説明責任、透明性、公平性に関する対話が全国的に盛んに行なわれるようになりました。こうしたプロジェクトがいかに貢献したかが、アラブ世界における若者の能力開発と機会という観点から論じられました。所属官庁は、児童労働のコスト、経済成長への長期的影響、人的資源の枯渇、労働者のスキルの内容、生産性の低下など、最も異論の多い問題のいくつかについて、シビルソサエティ・パートナーと話し合いました。所轄官庁とシビルソサエティのパートナーシップが先見的役割を果たすことが、児童労働の現象を食い止めるために極めて重要であるとみなされました。

ワークショップを締めくくるに当たり、7つの所轄官庁、6人の知事、NGO代表で構成する政策委員会がプロジェクトの提言についてフォローすること、さらに、およそ8-12カ月後に再度集まって進捗状況を検証することで、参加者が合意しました。特に、政策提案については、各セクターの専門家やエコノミストが目を通して、現場での実行可能性と適用性を確認した上で、大統領夫人が委員長を務める政策委員会による実行がフォローされます。

児童労働防止プロジェクトについての詳細は、以下のウェブサイトに掲載されています。

<http://info.worldbank.org/etools/jsdfegypt/topic05.html>



第4章

2008年度のJSDFグラントの実施状況

JSDFグラントによる取り組み

日本政府に提出すべく選ばれたプロジェクトは、革新性、受益者のグラント準備への参加、最も弱く貧しい人々のニーズへの対応、現地政府、NGO、コミュニティ・グループの能力育成という意味でJSDFプログラムの基本的信条を概ね満たしたものです。今年の報告書ではそうしたプロジェクトの例が取り上げられ、JSDFの活動の幅広さを示し、ポートフォリオの多様性を反映しています。本報告書では以下の3件のプロジェクトを取り上げています。

表3：主要プロジェクト一覧

グラント名	グラント額 (ドル)	承認年月日	完了予定年月日
コロンビアー革新的な芸術教育の導入：居場所を失ったり暴力の影響下にあるコミュニティを対象に	950,000	2006年8月24日	2010年11月9日
インドーグローバルイゼーション：農村部の貧困層にも恩恵を	1,775,774	2007年1月19日	2011年7月12日
ケニアー若者の能力育成	1,999,418	2006年3月27日	2010年7月31日

コロンビアー革新的な芸術教育の導入： 居場所を失ったり暴力の影響下にあるコミュニティを対象に

2006年10月25日（2007年度）、世界銀行と「社会的行動のための大統領機関(the Agencia Presidencial para la Accion Social)」は「身体为学校 (El Colegio del Cuerpo)」のための95万ドルのJSDF GrantについてGrant契約を締結しました。このGrantは、コロンビアのカルタヘナ・デ・インディアスの最も貧しい地区に住む1,200人の若者の暮らし向きを改善するためのプロジェクト開発に使われます。

Grantが実行された2007年度と2008年度の最初の2年間、プロジェクトは学校とコミュニティの双方に望ましい影響を与えています。64人の教師が訓練を受け、9歳から13歳までの1,280人の生徒がこのプロジェクトの恩恵を受けました。本プロジェクトの主な成果は以下の通りです。

- 「身体为学校」の教育モデルが暴力のはびこる環境にいる若者の状況に合わせる形で採用されました。
- 7つの学校の7教室にダンス専用の木の床、エアコン、扇風機、テレビ、DVD、ステレオ、プロジェクト関連の資料がそろえられました。
- モニタリング用のソフトウェアが設計されました。

選ばれてプロジェクトに参加した7つの学校の校長と教師が、各校の新しい教室について満足感を表明しました。「学校にある種の威厳がもたらされましたし、生徒たちはこうした教室がもっとあればいいのと言っています」と、オラヤの学習センターの教師は述べました。

親たちも、子供の心身の健康に関するテーマについて情報を得るなど、このプロジェクトから恩恵を受けています。彼らは毎月ワークショップに出席して自らの経験を披露するよう奨励されます。こうしたワークショップはこのプロジェクトのために雇われた専門家が実施します。

このプロジェクトは、3年目を迎えた今も課題を抱えています。校長、教師、地区教育委員会をモデルの実施と持続可能性実現に関わらせるためには、彼らと密接に協力することが欠かせません。教師についても慎重に監視し、全国セミナーや会議で自らの経験を披露するよう促さなければなりません。

参加校の中退率を引き下げるために様々な戦略が練られています。2009年の同プロジェクトの主な活動としては、よりダイナミックなワークショップの導入、校外での活動の追加、長い歴史を誇るカタルヘナ市周辺の観光名所の訪問などが計画されています。

囲み2

コロンビアー

革新的な芸術教育の導入：居場所を失ったり暴力の影響下にあるコミュニティを対象に

グラント額：95万ドル

グラント実施機関：
「身体の学校」とカルタヘナ市

グラント開発目的：

カルタヘナ市と近代舞踊・芸術学校を運営する現地NGOである「身体の学校」が、1) 居場所を失ったり暴力の犠牲となっている恵まれない若者が自信と身体を健康を取り戻すこと、2) 芸術分野の訓練や代替就業機会を提供することで、暴力や違法活動あるいは自滅的な行為に代わるものを若者たちに与えること、3) 和平構築と暴力によらない紛争解決に尽力する市民のコミュニティを構築するのを補佐すること、を目指しています。



「革新的な芸術教育の導入：居場所を失ったり暴力の影響下にあるコミュニティを対象に」のプログラムの一環として暴力に関するワークショップに参加した子供たち。写真：プロジェクト担当者

2008年10月末、プロジェクト受益者の代表とコロンビア政府高官が東京を訪れ、プロジェクトについて紹介しました。皇室の方を含む要人や日本の財務省高官がこの場に立ち会いました。また、プロジェクトの恩恵を受けている子供たちによるダンスの発表も行なわれました。冒頭、コロンビアのサントス副大統領が日本の支援に対する謝意を表明しました。世界銀行のジム・アダムズ東アジア・大洋州地域担当副総裁も、JSDFを通じて世銀と日本がパートナーシップを強めていることに言及しました。同副総裁はまた世銀を代表し、JSDFの成功例を日本においてこのように多様かつ極めてハイレベルな人々に紹介できる機会が得られたことに謝辞を述べました。

インドーグローバルイゼーション：農村部の貧困層にも恩恵を

インドの「農村部の貧困層にも恩恵を」は、JSDFの支援によるプロジェクトとして2007年度に承認されたもので、複数の州と複数のステークホルダーが関与しています。実施機関であるNGOのアジア・ヘリテージ財団は本部をニューデリーに置き、農村部における伝統工芸や手工業の促進に30年以上の国際的経験と専門知識を有しています。同財団を率いるレジブ・セシは、同セクターに対する貢献や、南アジアの豊かな文化遺産の保護・称賛で世界的に有名です。

囲み3

インドグローバル化：農村部の貧困層にも恩恵を

グラント額：177万5774ドル

グラント実施機関：アジア・ヘリテージ財団

グラント開発目的：

インドでも特に貧しいものの、伝統的に豊かな文化遺産を有することで有名であり、世銀プロジェクトが現在進行中であるアンドラ・プラデシュ、ビハール、ジャールカンド、オリッサ、ラージャスターン、タミール・ナドゥの各州において、生計手段確保の機会を拡大し、文化産業や関連セクターの市場における農村伝統工芸のシェアを伸ばすことを目指す。農村部の貧しい工芸コミュニティの集まりを組織化／強化するのを支援することを通じ、JSDFグラントによって、分権化された意思決定・資源配分メカニズムが構築され、現地の工芸コミュニティが競争力のある経済活動を管理できるようにする。

本プロジェクトは、インドで工芸に携わる最も貧しい約1万5000から2万人（弱い立場で、土地を持たない部族の人々）を直接支援して、それぞれが集まって組織を作り、持続的に収入を得られるようにする。本プロジェクトを通じ、対象となる州で15ほどのグループが組織化・強化される予定である。



インドの「貧困層を取り込んだグローバル化」のプロジェクトの一環としてトレーニングを受けるビハールのマドバニの職人たち。村民を対象としたこのプログラムでは、高所得者市場やニッチ市場を対象に、モジュール技法の壁紙など創造性に富んだ製品を開発する。写真：jyo!プロジェクト、アジア・ヘリテージ財団

本プロジェクトの主な成果は以下の通りです。

- 商品見本に関するものとトレーニングの2件の参加型ワークショップが、30人の熟練した職人（国や州の受賞者を含む）を集めて行なわれ、22個の試作品が開発された。
- ルイ・ヴィトンの店舗や高級ホテルであるリーラ・ケンピンスキ・ホテルなど、最高級の買い手に対し10点の見本を展示した結果、好評を博し、大量の注文を確保した。
- 3点の見本につき、リーラ・ケンピンスキ・ホテルから大量の注文を受けた。
- リーラ・ケンピンスキ・ホテルからのマドゥバニのモジュール式の壁紙の最初の注文はすでに納品された。
- 今後、消費者や高級な買い手（ルイ・ヴィトンの店舗など）向け展示会で展示するために、18の商品見本を現在開発中である。

ケニアー若者の能力育成

この全国的な4カ年プログラムは2006年度に承認され、2006年9月に実施が始まりました。

本プロジェクトの主な成果は以下の通りです。

- キアンブ地方のラリ地区で、キジャベ環境ボランティアが、若者グループの能力強化のため、グループの活力と管理に関するトレーニングやボランティア促進を通じて500人以上の若者に働きかけました。その結果、環境保護全般と特にキリータ森林の保護に関心を持つ安定的な若者グループの数が増えています。
- ケニア盲人協会が、リフトバレーやニヤンザ、西部州の様々な場所出身の若い盲人女性120人に対し、性と生殖に関する健康と独立した生計スキルについて教育を行なっています。起業のスキルを身につけたおかげで、こうした女性たちは事業を立ち上げています。
- イソロ地区の中心部では、実務的解決策を探るコーディネータのグループが、30ほどの若者組織を対象に、組織として優先課題に沿ってプログラムを実行できるようにしています。トレーニングを受けた若者組織は、地区の全ての若者組織を結集して地区ネットワークを立ち上げ、有効性向上のためコミュニティ開発の作業を調整しています。

ケニア若者育成プロジェクトは、若者たちの将来や人生を変えつつあります。ミゴシ出身で足に障害を持つリチャード・マイナもこのプロジェクトの恩恵を受けて自ら理髪店を開きました。起業スキルを身につけたことで「嬉しいことに、理容事業によって自活できるようになり、私の生活水準は引き上げられました。それにこれまでよりも規則正しい暮らしを送ることができています」と彼は感想を述べています。

囲み4

ケニアー若者の能力育成

グラント額：199万9418ドル

グラント実施機関：ケニア・コミュニティ開発財団

グラント開発目的：

(1) 生計や福祉を向上させるための、若者による若者のための革新的プログラムを実行し、(2) ボトムアップ型の説明責任から生じる、開発成果向上のための政府とシビルソサエティの接触を促進し、(3) 若者のための組織や制度が優先課題に応じて若者にサービスを提供できるようにすることを通じて、若者を開発プロセスにさらに取り込み、参加させ、エンパワーメントを進める。本プロジェクトはケニアの8つの州を対象とする地域的・段階的アプローチを取っており、第1段階ではナイロビと東部州でグラント活動が試行され、第2段階で残る6つの州にも拡大の予定である。対象となる受益者は社会から取り残され弱い立場に置かれた若者たちで、150万人以上の若者が恩恵を受けるものと期待されている。



「ケニア若者の能力育成プログラム」の下、SACDEPのンドグワとコリアンダーの栽培について相談する園芸家のエバンズ・ンジュビ。写真：Nyambura Githagui



第5章

JSDFの管理と広報

広報のプロセス

JSDFグラントの進捗状況を検討し、プログラムとグラントの全体的な目的が達成されていることを確認するために、世銀は年次報告書を作成し、日本政府に提出します。年次報告書はJSDFウェブサイトでも公開されます。さらに世銀は、四半期別未監査財務諸表及び監査済み年次財務諸表を日本政府に提出します。JSDFのガイドラインが記載されている年度方針文書（付表5を参照）は毎年改訂され、日本政府の承認を受けます。

完了したJSDFグラントに関する報告書が2年に1度作成されます。最新版は、2008年4月に公表され、現在下記のJSDFのウェブサイトで公開されています。

外部からの問い合わせ

JSDFプログラムを運営するJSDFユニットには、JSDFグラントに応募を検討中で詳細を知りたいとする外部からの問い合わせが頻繁に寄せられます。2008年1月、JSDFユニットはそうした問い合わせを受ける件数についてモニタリングを開始すると共に、問い合わせをしてきた組織の名称を記録するようにしました。JSDFユニットはこうした組織を世銀当該国事務所に紹介し、どの世銀プロジェクトで新規JSDFグラントが実行される可能性があるかを確認するよう推奨します。問い合わせをしてきた組織には、グラント・プロポーザルについて当該世銀プロジェクト担当のタスクチーム・リーダー（TTL）と話し合っ、TTLが代わってプロポーザルを提出してくれる用意があるかどうかを確認するよう推奨します。2008年度下期（2008年1月から6月）には、そうした問い合わせが44件ありました。

JSDFについての詳細情報

JSDFについての情報を提供するウェブサイトはいくつかあります。メインのJSDFウェブサイトは世銀のメイン・サイト上にあります。

<http://www.worldbank.org/jsdf>

世銀東京事務所のウェブサイトにもJSDFについての情報が掲載されています。

英語版：<http://www.worldbank.org/japan/about>

日本語版：<http://www.worldbank.org/japan/about-j>

第3章に記載のプロジェクトについての情報：

エクアドルー貧困層のための法と司法プロジェクト：

<http://siteresources.worldbank.org/INTJSDF/Resources/6-8Ecuador.pdf>

エジプトー児童労働防止プロジェクト：

<http://siteresources.worldbank.org/INTJSDF/Resources/125Egypt.pdf>



紛争地区の母子家庭支援（PEKKA）プロジェクトⅡを通じ、夫に先立たれた女性たちが、社会福祉担当大臣と面会。

付表1：2008年度に承認されたJSDFプロジェクト・グラントと キャパシティ・ビルディング・グラント

国 (グラントの種類 ¹)	グラント・プロポーザルの名称	グラント額 (ドル)	開発目的
第20次拠出			
パキスタン (P)	バロチスタン農村部の子供・若者のための 非公式教育 (NFE) とトレーニング	1,334,750	バロチスタン農村部の社会・文化・スキル面のニーズに完全に沿った革新的なNFEシステムを確立して、以下の目的を達成する。(i) バロチスタンでNFEとトレーニングを、学校に通っていない子供や若者のためのプログラムとして確立するのに必要な人材を専門家として育成する、(ii) 学校に通っていない子供のために非公式な教授法と実践方法を用いて多様な学習機会を創出する、(iii) NFEの、またNFEのためのシステム、政策、手順、構造を創出・展開するため、官民パートナーシップを確立する。
第22次拠出			
ロシア連邦 (C)	貧困層の司法アクセス改善	1,981,800	司法システムを、ロシア連邦のレニングラード地域とペルミ・クライの最貧層や社会的弱者のニーズに合わせて、より利用しやすく、説明責任のあるものとする取り組みで、(a) 最貧層や社会的弱者を対象とした無料の法的・社会サービスの総合的提供のためのコミュニティ・ベースのネットワークを構築し、(b) 現地レベルで、貧しい訴訟人に対する司法システムの扱いをモニターできるようにし、(c) 現代ロシア社会の一番の弱者グループである若年犯罪者たちのために、法的・社会的支援の現地レベルのイニシアティブを開発する。
アゼルバイジャン (P)	県コミュニティと配管修復プログラム	1,966,706	(a) 首都郊外の20の地区中心部において給水サービスの品質と信頼性を高め、アパートでの水の浪費や損失を減らし、(b) アパートに暮らす貧困層の水消費管理能力向上により、個々のメーターにおける月間請求額を減らす形で貧困緩和に貢献する。
セネガル (P)	セネガルの子供の物乞い根絶	1,792,110	弱い立場の子供たちを対象に (a) 危機に瀕した子供たちの親への予防的介入、(b) コーラン教育の改善、(c) 人身売買を禁止する最新の法律の普及、(d) 子供の物乞いをなくすため活動するシビルソサエティ組織にキャパシティ・ビルディングを行なうことで子供の物乞いをなくす。
ガンビア (C)	NGOセクターの効率と行政サービス強化の 説明責任	219,600	農村部の貧困層に基本的サービスを提供する非政府組織の有効性と説明責任を拡大する。

付表1：2008年度に承認されたJSDFプロジェクト・グラントとキャパシティ・ビルディング・グラント(つづき)

国 (グラントの種類 ¹)	グラント・プロポーザルの名称	グラント額 (ドル)	開発目的
第23次拠出			
インドネシア (P)	女性出稼ぎ労働者のエンパワーメント	1,598,770	以下を通じて、弱い立場の女性出稼ぎ労働者やその家族のエンパワーメントを行ない、貧困削減における出稼ぎ労働の有効性を高める。(a) 移民労働者に対し、また地元村落から支援を提供できるよう出稼ぎ労働者の家族に対しても、基本的権利について情報、トレーニング、認識を提供できる現地レベルの支援システムを開発することにより、出稼ぎ労働者が権利や司法にアクセスしやすくなるようにすること、(b) 送金を計画的に利用し、管理するのに役立つ出発前の融資などの手段を含め、出稼ぎ労働者とその家族のための手頃な金融手段を提供するアプローチを試行すること。
インドネシア (C)	貧困削減と女性のリーダーシップ：「プライム」プロジェクト	1,742,000	以下を通じて、貧しい村落の弱い立場の女性のための持続可能な草の根の能力開発を促進するメカニズムを開発する。(a) マイクロファイナンス、小規模事業管理、権利の認識、コミュニティの組織化に関する基本的スキルの構築、(b) 貧困コミュニティ全体で情報共有を促進するための情報通信システムと媒体の開発、(c) コミュニティ・レベルのプライムプログラムにトレーニングと支援サービスを提供できる組織の開発と強化、(d) 貧しい女性村民のための特定の問題解決促進を目的に、様々なステークホルダーの討論の場を構築する。
コロンビア (C)	現地ガバナンスと能力育成のための制度・コミュニティ強化	1,671,571	以下の観点から、コロンビアの地方政府と最貧困地区の現地コミュニティの管理・専門能力を高める。 (i) 特定の地方自治体が自らの責任において効率よく開発プログラム(教育・保健など公共サービス・プログラム)を実行・監視する能力を育成し、確立された財政パフォーマンス手法を体系的に活用することで地方自治体のパフォーマンスを改善する、(ii) 参加型の現地開発計画を策定・実行する、(iii) 需要主導の現地経済開発イニシアティブを支援する。グラント活動はコロンビアの太平洋側と大西洋側の沿岸部、及び西部アンデス地区にある16の地方自治体にて実行される。
コロンビア (P)	貧困層のための平和的な紛争解決サービス	1,995,000	権利についての法的認識、法的援助、公教育などを網羅する「貧困層の法的エンパワーメント」の全体的枠組みの中で、シビルソサエティ組織と共に、差別に苦しむ人々(女性や、先住民、アフリカ系コロンビア人、障害者など)や貧困層など、恵まれない人々に基本的な司法サービスを提供するための戦略を、シビルソサエティ組織との連携の下で策定・実行することに資金を充てる。

付表1：2008年度に承認されたJSDFプロジェクト・グラントとキャパシティ・ビルディング・グラント(つづき)

国 (グラントの種類 ¹)	グラント・プロポーザルの名称	グラント額 (ドル)	開発目的
第23次拠出 (つづき)			
ホンジュラス (C)	貧しい先住民族のための零細企業開発	1,520,000	オランチョ、ヨロ、フランシスコ、モラザンの辺鄙な森林地域の貧しい農村コミュニティで、特に先住民族や女性グループに考慮しながら、市場志向の零細企業開発を促進する。この目的達成のために、申請されたグラントは以下を通じて零細企業の立ち上げ・強化を支援する。(i) キャパシティ・ビルディングと組織としての強化、(ii) 技術の改善、事業企画、マーケティング戦略における専門的支援、(iii) 起業及び／または改善／拡大のためのマッチング・グラント提供。
カンボジア (C)	土地配分における良いガバナンスの強化	494,183	土地を持たない世帯やシビルソサエティ組織の土地取得に際し、能力や発言権を強化し、政府による「社会・経済開発のための土地配分プロジェクト」に従事する貧困層が生計を立てるのを支援する。農村コミュニティ組織の支援・エンパワメントにおけるNGOの補完的役割、そしてインフラ整備組織や生計支援提供者としての政府の役割が焦点となる。
カンボジア (C)	確かな土地保有のためのシビルソサエティと政府のパートナーシップ強化	436,028	土地保有確保、シェルター改善、地方貧困層や土地を持たない都市部住民を対象とする生計支援に関し、NGOがいかに政府と協力して都市周辺で土地営業権を実行できるかを試すことにより、土地利用の紛争を解決することについてバタンバン地区の現地関係者の示した意欲に基づき、シビルソサエティと政府の協力のためのコミュニティ・ベースのメカニズムと手順を開発・試行する。
カンボジア (P)	土地アクセスを通じたコミュニティのエンパワメント	1,513,574	土地営業権支援のための総合的な農村開発アプローチを通じて土地を持たない世帯の持続可能な貧困削減のための土地営業権の計画立案・実行において権利に着目したアプローチを試行する。ルーテル世界連盟のモデルは、土地配分と受益者選択は政府に依存するが、基本的なインフラ・サービスのない地域で活動しているため、インフラ支援の強化もするNGOパートナーシップという全体的アプローチである。
2008年度合計		18,266,092	

¹ P = プロジェクト・グラント C = キャパシティ・ビルディング・グラント

付表2:2001年度-2008年度のJSDF通常プログラム・グラントの地域別配分

地域	年度	グラント件数	グラント額 (ドル)
東アジア・大洋州	01	17	19,483,034
	02	6	5,573,889
	03	6	10,146,014
	04	9	12,218,002
	05	10	17,265,779
	06	3	3,033,992
	07	4	6,008,407
	08	5	5,784,555
	小計	60	79,513,672
南アジア	01	3	3,686,923
	02	4	2,951,900
	03	5	4,023,106
	04	6	6,758,255
	05	0	0
	06	1	1,370,539
	07	2	2,735,013
	08	1	1,334,750
	小計	22	22,860,486
ヨーロッパ・中央アジア	01	5	3,036,500
	02	5	7,037,175
	03	4	5,430,500
	04	0	0
	05	5	7,405,084
	06	2	3,834,285
	07	4	5,906,618
	08	2	3,948,506
	小計	27	36,598,668
中東・北アフリカ	01	0	0
	02	3	1,569,295
	03	0	0
	04	1	1,952,487
	05	1	1,128,200
	06	0	0
	07	0	0
	08	0	0
	小計	5	4,649,982
ラテンアメリカ・カリブ海	01	3	4,270,075
	02	2	2,538,500
	03	2	2,409,300
	04	3	4,063,500
	05	6	5,333,345
	06	2	2,900,000
	07	4	4,647,400
	08	3	5,186,571
	小計	25	31,348,691

付表2：2001年度－2008年度のJSDF通常プログラム・グラントの地域別配分（つづき）

地域	年度	グラント件数	グラント額（ドル）
アフリカ	01	3	2,225,780
	02	3	2,634,949
	03	1	649,450
	04	5	6,668,582
	05	8	10,330,121
	06	3	4,087,593
	07	6	7,704,774
	08	2	2,011,710
	小計	31	36,312,959
JSDFグラント合計	01	31	32,702,312
	02	23	22,305,708
	03	18	22,658,370
	04	24	31,660,826
	05	30	41,462,529
	06	11	15,226,409
	07	20	27,002,212
	08	13	18,266,092
総計		170	211,284,458

付表3：2008年度に承認されたJSDFシード基金グラント

国	グラント・プロポーザルの名称	グラント額（ドル）	承認年月日
エジプト、シリア、イエメン	「危機に瀕した」子供や若者を社会の中心に取り込むための草の根のキャパシティ・ビルディング	50,000	2007年7月23日
インド	インドの森林を生産的かつ持続可能な形で管理するための農村コミュニティのキャパシティ・ビルディング	47,750	2007年7月23日
フィリピン	調達改革の実行に関する、弱い立場に追いやられたコミュニティやCSOのキャパシティ・ビルディング	48,100	2007年7月23日
イエメン	女性と、イエメン天水高原における農業と生物多様性資源を活用した気候変動適合戦略への対応	50,000	2007年7月23日
ガンビア	コミュニティ・ベースの幼児の世話と育成	45,334	2007年10月1日
中央アフリカ共和国	紛争に配慮したコミュニティ主導の開発のための画期的手法の試行	48,975	2007年10月2日
ケニア	タラカ、ンベール、キトゥイ県のコミュニティ・ベースの農林企業に対する支援	49,931	2007年10月3日
ブルガリア	最も貧しく最も弱い立場の人々の司法アクセス強化	49,900	2007年10月5日
ブルキナファソ	女性の割礼根絶のためのコミュニティの能力強化	41,225	2007年10月15日
イエメン	経済的エンパワーメント・統合プロジェクトを通じた、極度に社会から取り残された人々の社会経済的統合の促進	49,940	2007年11月2日
エクアドル	チンボラン州の小規模農家のための市場アクセス改善	45,000	2008年1月23日
エチオピア	貧困層と農業に配慮した製品開発のための道路わき露店の試験的営業	49,000	2008年1月23日
ブラジル	路上のゴミを拾って生活する人たちの社会統合イニシアティブ	50,000	2008年3月13日
マラウイ	「万人のための教育」プログラムを通じた障害児の社会の主流への取り込み	49,950	2008年5月16日
エチオピア	下流レベルで急性栄養不良をコミュニティで試験的に管理するためのモデル開発	49,990	2008年5月23日
ガーナ	より有効な分権化サービス提供のため、社会的説明責任を特定銀行業務に取り込む試み	49,900	2008年5月30日
ベナン	コミュニティ・ベースの乳幼児摂食習慣の向上	50,000	2008年6月2日
タンザニア	タンザニアの食物の栄養価強化	49,800	2008年6月13日
2008年度合計		874,795	

付表4：2008年度に承認されたJSDFアフガニスタン特別グラント

国	グラント・プロポーザルの名称	グラント額（ドル）	承認年月日
アフガニスタン	国家連帯プログラム2（NSP2）展開の支援	5,000,000	2008年6月24日
アフガニスタン	国家連帯プログラム2（NSP2）の下でのコミュニティ開発委員会の統合	10,000,000	2008年6月24日
2008年度合計		15,000,000	

付表5：2008年度方針文書

1. **目的。**革新的な社会プログラムにグラントを提供し、世界銀行グループ¹融資適格国の貧困緩和を支援する。プログラムの下で承認されるグラントは、本ガイドラインで定められた基準に沿うものとする。

2. **重点分野。**JSDFグラントは、世銀の国別援助戦略、貧困削減戦略文書、またはセクター戦略の貧困削減エレメントの開発目的と整合性があり、かつ世銀が支援するプロジェクトやプログラムを補完するものである。JSDFグラントが重点を置く活動は、(i) 最も貧しく弱い立場に置かれた人々のニーズに直接働きかける活動、(ii) 革新的な手法の試行を促す活動。革新性については柔軟に解釈。JSDFプロジェクトはまったく新規の活動や、該当プロジェクトや国、地域レベルで見ただけでなく、特に不利な立場の人々に新たに支援を拡大する場合などがある、(iii) 持続可能な活動に発展する可能性を備えた目に見える成果につながるイニシアティブを支援する活動、(iv) コミュニティ、非政府組織（NGO）や他のシビルソサエティ組織が世銀プロジェクトに参加できるようオーナーシップ、キャパシティ・ビルディング、エンパワーメント、及び参加を促進する活動、である。JSDF資金全体の約50%は、東、南及び中央アジアの対象国に配分されるものとする。

3. **グラントの種類と適格国。**JSDFグラントには2つの種類がある。

(i) **プロジェクト・グラント：**このグラントが支援するのは、(a) 貧困層に直接働きかけ、貧困層向けのサービスや施設の改善を支援し、社会的セーフティーネットを強化／活性化する活動、あるいは (b) 革新的な活動と新たなアプローチの試行（特に社会セクターを対象としたもの）である。

(ii) **キャパシティ・ビルディング・グラント：**このグラントが支援するのは、キャパシティ・ビルディングや能力向上を目的としたもので、たとえば、実地訓練を通じた現地コミュニティやNGOの強化や、社会基金タイプの組織の能力または対象範囲の拡大、コミュニティと共に取り組みを進める現地政府の支援などの活動である。

2007年の「世界開発報告」で低所得国及び低位中所得国と定義された国々は、プロジェクト・グラントとキャパシティ・ビルディング・グラント両方の対象となる²。

4. **金額。**JSDFグラントの規模は、20万ドル～200万ドルである。例外的な状況下で、譲許性資金・グローバルパートナーシップ総局（CFP）による事前の承認が得られた場合に、最大300万ドルのグラント・プロポーザルを提出して審査を求めることができる。200万ドルを超えるプロポーザルは、JSDF運営委員会によって特に厳密に審査される。運営委員会は、プロポーザルに記載された活動の妥当性及び実行可能性と共に、活動費が厳正なプロセスに基づいて見積もられたのかどうかを検証するために、専門家の

¹世界銀行グループには、国際復興開発銀行、国際開発協会、国際金融公社が含まれる。以下、これら全てを総称して世銀という。

²シード基金グラントが承認された場合、当該国が後続のグラントを受ける資格があるかどうかは、シード基金グラントが承認された時点の適格性に基づいて判断される。

協力を求める場合もある。

5. **ファンディング・プロポーザル**。日本政府は既定の1ページから成る「ファンディング・プロポーザル」を基に、グラント供与の可否を決定する。このプロポーザルには基本情報、グラントの全体的な開発目的、支出項目などが記載されている。グラントを申請する際は、ファンディング・プロポーザルに加えて、融資の対象となる活動の詳細、総合的な実施プラン、予想される成果、詳細な予算計画が含まれる申請書を提出しなければならない。また、グラントの実施に影響を及ぼすようなリスク（例えば、政治、環境、実施機関の問題、内戦、紛争後の状況など）も含まれる。

6. **プロポーザルの審査**。世銀の関連ユニットがそのプロジェクトのスポンサーとなり、タスクチーム・リーダー（TTL）を任命する。JSDFのプロポーザルには既存の世銀プロジェクトとの結びつきは必ずしも求められていない。ただし、TTLはJSDFプロジェクト監督のための手配（資金計画など）について明記しなければならない。とはいえ、申請の内容は、国別担当局長が承認した国別援助戦略（CAS）の目的やセクター・マネージャーが承認したセクター・アプローチに沿ったものでなければならない。提出されたプロポーザルは業務担当の各副総裁が検討した後、日本信託基金運営ユニット経由でJSDF運営委員会に提出される。プロポーザルは、可能な限り、現地及び国際NGO、特に日本のNGOやシビルソサエティ組織との連携を促進するものとする。

7. **対象となる支出**。物品、小規模な土木工事、サービス、トレーニング、ワークショップなど。これらの支出はいずれもJSDFが100%賄うことができる支出である。監査の費用もこれに含まれる。コミュニティの参加やNGOとの連携を促進するために、世銀スタッフの person 費を含む追加費用をグラント総額の5%を超えない範囲で申請することができる。さらに、通常の運営予算で対応しきれない数の世銀職員が必要となる複雑な案件あるいは革新的な案件に伴う追加費用に対しては支払いを検討する。

8. **対象とならない支出**。以下の支出をJSDFの資金で賄うことはできない。(i) 世銀が支援するプロジェクトと何ら関係のないパイロット・プログラム、(ii) 学術研究、(iii) 政府職員の給与、(iv) 海外研修または視察旅行、(v) 自動車の購入³。

9. **グラントの実施**。グラントは、当該国により実施されなければならない。グラントの受領機関となるのは、地方政府⁴、国際NGO、現地NGO、または現地のコミュニティ・グループで、どの組織が受領機関となるかは、タスクチーム・リーダーが各組織の財務健全性、実績、及びグラント資金の活用・会計能力に基づいて決定する。受領機関あるいは実施機関がNGOまたは現地のコミュニティ・グループである場合、地方政府が契約に同意することが必要となる。国連機関はJSDFグラントの受領機関となることはできない⁵。いずれの場合も、グラントの実施期間はグラント・アグリーメントに調印してから4年を超えてはならない。いかなる例外も、それが認められるには十分正当な理由があり、かつCFPの許可が必要である。グラントのタスクチーム・リーダーは、世銀の基準に基づき、かつ調達ガイドラインに従って、世銀のグラント監督の受託者責任を果たす。正当な理由がある場合は、中間審査や完了時審査

³ プロポーザルに記載された理由に正当性があると認められたときは、自動車の購入が例外的に許可される場合がある。

⁴ 中央政府はJSDFの資金の受領者とはならない。グラントが提供されるのは、例外的な状況に限られる。その場合、プロポーザルの中に正当な根拠を明示しなければならない。

⁵ 世銀ガイドラインに従って選ばれた場合、国連機関もコンサルタントとしてJSDFグラントの活動に参加することができる。

などJSDFプロジェクトの監督コストに充てるための追加資金が認められる場合がある。このような場合、CFPが、十分に正当な理由があると判断した場合、世銀の追加コストを最大5%までとする現在の上限を撤廃し、例外的な場合には最大10%まで認めることができる。

10. **進捗報告**。開発の結果をモニタリングするに当たり、グラント申請書に基づいてグラント・アグリーメントが拘束力を持つ文書となる。タスクチーム・リーダーは、年に一度「グラント状況報告」を作成し、グラント実施状況を評価し、達成した成果と結果を記録する責任を負う。100万ドルを超えるグラントの場合は、グラント実施期間中に投入された資源の総量と実績、成果を記載した「実施完了覚書」(ICM)を完了時に作成し、ドナー国にも報告する。100万ドル未満のグラントの場合、最終の「グラント状況報告」にグラント活動の成果に関する追加情報を記載する。

11. **支出(実行)分野別または活動別の資金の再配分**。支出の種類またはグラント活動の資金の再配分は、除外あるいは適格な新規の支出分野またはグラント活動を追加する場合を含め、セクター・マネージャー/局長の承認を必要とする。法務部及びCFPの助言を求める場合もある。何らかの修正が必要な場合は、法務部と協議し、国別担当局長の承認を得なければならない。

12. **グラント目的の変更**。グラントの開発目的を大幅に変更する場合は、CFPに申請書を提出し、CFPは日本政府の承認が必要かどうかを判断する。日本政府はCFPからの申請書受領後4週間以内に、承認または却下の判断を下す。この変更に伴うグラント契約文面の修正通知書は、世銀の手続きに従い法務部が承認する。

13. **取消条項**。次の場合、グラントの未実行分は取消の対象となる。(i) グラントの正式な承認日から6か月以内にグラント・アグリーメントが調印されない場合、(ii) グラント・アグリーメント調印から6か月が経過してもグラントが実施されなかった場合(支出が一切なかった場合を含む)、または(iii) 進捗していないとCFPが判断した場合。CFPは納得のいく説明が行なわれた場合、例外措置を認めることがある。

14. **現地日本当局との協議及び日本の認知度向上**。調和化と調整を確実にこなうため、世銀タスクチームには、JSDFグラントのプロポーザルをCFPに提出して審査を受ける前に、受益国にある日本大使館と協議することが求められる。タスクチームによるこうした協議や情報共有は、意思決定プロセスの促進に役立つ。業務ユニットのスタッフは、日本大使館職員臨席の下でグラント調印式典を現地で開催し、国内外の報道関係者をこうした式典に参加するよう努める。タスクチームは、署名式典を開催する場合、式典の少なくとも10日前に日本大使館及びCFPにその旨を連絡しなければならず、CFPはその連絡を受けて東京の日本当局に通知する。以後JSDFグラント・プロポーザルを審査する際には、世銀及び受益国がこうした活動に前向きに取り組んでいるかどうかを考慮される。さらに、CFPは次のよう

な形でJSDFの認知度向上に努めている。(i) 日本政府関係者と日本国民がJSDFに対する認知と支援を高めるために、調印式典が重要な役割を果たすことを国別担当局長に伝える、(ii) JSDF年次報告を引き続き広く配布し、世銀の関連文書にJSDFに関する情報を記載し、日本の組織を対象としたセミナーを折に触れて開催する。

15. **文書の管理**。業務担当の各部署は、世銀の事務管理・文書保管の各方針に従って、JSDFグラントに関する文書、特に委任事項、コンサルタント契約、コンサルタントが作成した報告書などの文書、状況報告書などの写しを保管する。

16. **配分**。2008年度の配分は4000万ドルで、下記のスケジュールに沿って承認が行なわれる。

17. **スケジュール**。JSDF運営委員会は、日本政府に年に2～3回プロポーザルを提出する(2008年度については下記参照)。日本政府が申請内容に問題がないと判断した場合、プロポーザルを受領後4週間以内に可否の決定が下される。日本政府が追加説明を求めた場合、プロポーザルの最終決定にはさらに時間がかかることがある。

2008年度のスケジュール予定

ラウンド	告示	日本政府への提出
第 24 次	2007年9月	2007年12月
第 25 次	2008年1月	2008年3月
第 26 次	2008年4月	2008年6月

